

愛媛県中小企業向け融資制度の融資利率改定について

令和8年4月1日からの融資利率は下表のとおりです。

資金		融資利率(%) ※1				
		～R8.3.31	R8.4.1～	(引上幅)		
経営安定資金	一般資金		2.45	2.65	0.20	
	建設産業短期資金	下記以外	2.05	2.25	0.20	
		セーフティネット保証利用者(特定中小企業者)のうち1～6号	1.90	2.10	0.20	
	小口資金	下記以外		2.05	2.25	0.20
		設備資金 ※2	利子の上乗せ補給対象者(知事が定める者)	1.05	1.25	0.20
			その他の者	1.55	1.75	0.20
		特別小口保険適用者	下記以外	1.90	2.10	0.20
	設備資金 ※2		利子の上乗せ補給対象者(知事が定める者)	0.90	1.10	0.20
			その他の者	1.40	1.60	0.20
	短期資金	保証あり		1.85	2.00	0.15
保証なし		2.10	2.25	0.15		
小口零細企業資金	下記以外		1.90	2.10	0.20	
	設備資金 ※2	利子の上乗せ補給対象者(知事が定める者)	0.90	1.10	0.20	
		その他の者	1.40	1.60	0.20	
チャレンジ企業支援資金	下記以外		1.70	1.80	0.10	
	設備資金 ※2	利子の上乗せ補給対象者(知事が定める者)	0.70	0.80	0.10	
		その他の者	1.20	1.30	0.10	
新事業創出支援資金	下記以外		1.75	1.90	0.15	
	特例		1.55	1.70	0.15	
	事業承継支援枠		1.70	1.80	0.10	
緊急経済対策特別支援資金	下記以外		1.90	2.05	0.15	
	セーフティネット保証利用者(特定中小企業者)のうち1～6号・危機関連保証利用者(特例中小企業者)		1.75	1.90	0.15	
雇用促進支援資金			1.90	2.05	0.15	

(※1)固定金利

(※2)経営安定資金(小口資金)、小口零細企業資金及びチャレンジ企業支援資金の各設備資金については、利子補給(1.0%又は0.5%)後の利率